

中華人民共和国国家標準

(GB/T 33169-2016)

社区高齢者デイケアセンターサービスに関する基本要素

2016-10-13 発布 2017-05-01 実施

<ご利用にあたって>

これらの翻訳は公定訳ではありません。法的効力を有するのは原文の法令自体であり、翻訳はあくまでその理解を助けるための参考資料です。このページの利用に伴って発生した問題について、一切の責任を負いかねますので、予めご了承ください。

JICA 中華人民共和国事務所

## 1. 範囲

本標準は社区（コミュニティー）高齢者デイケアセンターサービスに関する総則、基本サービス及びコンフォートサービス（中国語で「適宜服務」と称される、生命にかかわるものではないが生活のために必要な付加的ケア及びサービス）について規定するものである。

本標準は都市部の社区高齢者デイケアセンターに適用される。介護機関内の高齢者デイケアセンター及び農村部の社区高齢者デイケアセンターも、実施にあたりこれを参照することができる。

## 2. 規範的引用文献

下記文献は本文書の運用に必要不可欠である。日付を注記している引用文献については、日付を注記しているバージョンのみが本文書に適用される。日付を注記していないすべての引用文献については、その最新版（すべての改訂リストを含む）が本文書に適用される。

GB14934 食（飲）器具衛生消毒標準

## 3. 専門用語及び定義

以下の専門用語及び定義が本文書に適用される。

### 3.1 社区高齢者デイケアセンター community day-care centers for the elderly

デイケアセンター（day-care centers）とは、区内の自立している高齢者、半自立できる高齢者に対して、食事の提供、パーソナルケア、非医療性リハビリ、精神文化、余暇・娯楽、教育・アドバイス等のデイケアサービスを行う介護サービス施設を指す。

注：建標 143-2010 第一章 総則 第3条を改訂する

## 4. 総則

4.1 相対的に独立かつ固定した専用の場所を有し、サービス活動環境の安全、整理整頓、衛生を保証しなければならない。トイレ、調理室、浴室を除く、その他の機能エリアは多機能として、使用目的の変更及び兼用を行うことができる。

4.2 施設の設備の安全性を定期的に検査し、設備の整備及びその正常な使用を保証しなければならない。

4.3 日常サービス管理制度、安全管理制度、人員管理制度等を含むがこれらに限定されない、各種関連管理制度を構築しなければならない。

4.4 突発的な事案に対する緊急対応マニュアルを制定し、かつ定期的に対応演習を行わなければならない。緊急対応マニュアルには以下の内容が含まれるが、これらに限定されない。

—高齢者の不慮の事故に対する緊急対応マニュアル

—高齢者の突発的疾患に対する緊急対応マニュアル

—火災に対する緊急対応マニュアル

4.5 サービス記録を作成しなければならない。サービス記録には以下の内容が含まれるが、これらに限定されない。

—高齢者基本情報登録表（付属文書 A を参照）

—デイケアセンターサービス申請表（付属文書 B を参照）

—高齢者のデイケアセンターへの毎日の入出所登録表（付属文書 C を参照）

—高齢者の当日の状況の記録表（付属文書 D を参照）

4.6 高齢者の身体に異常が現れたときには、緊急連絡先に速やかに連絡し、かつ関連する医療衛生機関に連絡を取り、事実通りに記録を取らなければならない。

4.7 高齢者の民族的風俗・習慣、宗教上の信仰及び生活習慣を尊重しなければならない。

4.8 高齢者のプライバシーを保護し、高齢者に関連する情報は厳密に守秘し、第三者に対しこれを漏えい、販売又はみだりに提供してはならない。「高齢者基本情報登録表」はサービス契約の終了後 3 年間は保管しなければならない。サービスにおいて高齢者のプライバシーが暴露されるおそれがある場合、これを遮断するとともに、安全かつ効果的な防護策を講じなければならない。

## 5. 基本サービス

### 5.1 食事サービス

5.1.1 食事サービスを必要とする高齢者にはデイケアセンターで食事のサービスを提供し、その高齢者のための食事場所を合理的に手配しなければならない。食器類は GB14934 の要求を満たすものとし、食器、紙ナプキンが高齢者の取りやすい場所に置かななければならない。

5.1.2 提供される食事は高齢者の健康、栄養面でのニーズを満たすものとし、献立は前もって公開しなければならない。

5.1.3 高齢者が食事を済ませた後は食事場所を速やかにきれいにし、食器を片付け、環境を整え、衛生的に保たなければならない。

## 5.2 精神文化、余暇・娯楽サービス

5.2.1 精神文化、余暇・娯楽サービスには、書物の閲覧、絵画、書道、インターネット、囲碁・将棋、ジム、ゲーム、手芸作製等の内容が含まれていなければならない。

5.2.2 サービス提供にあたり、高齢者が必要とする場合、専門スタッフが適切な指導、手助けを行うように手配する。

## 5.3 午後の休息サービス

5.3.1 休息の必要がある高齢者にはデイケアセンターで午後の休息サービスを提供し、その高齢者のための休息場所を合理的に手配しなければならない。

5.3.2 休息場所は秩序正しくあてがわれ、高齢者がぶつかったり転倒したりすることがないようにしなければならない。

5.3.3 午後の休息サービス提供にあたり、気候によって午後の休息に必要な布団、毛布等を提供しなければならない。また、休息場所は風通しの良い場所とし、太陽光を遮断し、まぶしい光を避けなければならない。

## 5.4 トイレ介助サービス

5.4.1 トイレ介助の必要がある高齢者にはトイレ介助サービスを提供し、高齢者の生活能力における自立程度により、車椅子を使用するか、体を支えるサービスを取り入れなければならない。

5.4.2 トイレは速やかに清掃し、衛生的で清潔に保ち、床は水で濡れていないようにしなければならない。

5.4.3 トイレトペーパーは高齢者が取りやすい位置に設置しなければならない。

## 6. コンフォートサービス

### 6.1 パーソナルケアサービス

6.1.1 パーソナルケアサービスには入浴支援、散髪、洗濯、持参薬の時刻通りの服用、血圧、血糖値及び体温測定の注意喚起及びサポート等の内容が含まれるものとする。

6.1.2 入浴支援には訪問入浴支援及び外出入浴支援が含まれる。入浴支援の提供時には以下の点に注意するものとする。

—設備の安全性に関し、入浴支援前に安全面での注意喚起を行う。床は滑らないように注意し、床面にたまっている水は速やかに清掃する。

—訪問入浴支援を行う際は、季節の気候及び高齢者の居住条件に基づき、寒暖に注意を払い、防寒、防暑及び浴室の換気に注意する。

—外出入浴支援の際は、資格を有する公共浴場又は公共の沐浴施設を有する介護機関を選択する。

—入浴過程においては、家族又はその他の監督保護者がその場にいるものとする。

—サービス要員は専門的な研修を経て、関連する知識及び技能を掌握しているものとする。

6.1.3 散髪サービスは専門要員により提供される。

6.1.4 洗濯サービスには洗濯、乾燥、アイロンがけ等の内容が含まれるものとする。洗濯サービス提供時には以下の点に注意する。

—衣類は分類して洗濯する。

—洗濯前に洗濯対象の衣類の性質・状態を確認し、高齢者又は家族に伝える。

6.1.5 高齢者が時刻通りに持参薬を服用するよう注意喚起又はサポートを行った場合、高齢者の服用時刻と服用後の反応を記録に留める。もし異常が見つかった場合は緊急連絡先に速やかに伝え、かつ関連する医療衛生機関に連絡を取る。

6.1.6 血圧、血糖値、体温等の測定サービスの提供時には、医療衛生部門の関連規定に従って行う。

6.2 食事支援サービス。

6.2.1 食事支援サービスには食事宅配、訪問調理等の内容が含まれるものとする。食事支援サービス時には以下の点に注意する。

—食品は安全かつ衛生的であること。

—高齢者の健康的な飲食の特徴に合致する食品であること。

—食事宅配、訪問調理のサービス要員は健康合格証を有していること。

6.2.2 食事宅配サービスは速やかに、かつ的確に行うものとする。配達用什器は清潔、衛生的に保ち、密閉され保温できるものを使用する。

6.2.3 訪問調理サービスを提供する要員は専門の研修を受けているものとする。

6.3 教育・アドバイスサービス

6.3.1 教育・アドバイスサービスには、高齢者の栄養、健康維持、よく見られる疾病の予防、リハビリ、法律、安全教育等の内容が含まれているものとする。高齢者が受け入れやすい形式によるものとし、知識講座、対面式での問答、寸劇、映像資料の鑑賞等の方式を採り入れる。

6.3.2 教育・アドバイスサービスは各分野の専門要員により提供されるものとする。

## 6.4 心のケアサービス

6.4.1 心のケアサービスには意志疎通、情緒緩和、カウンセリング、危機介入等の内容が含まれるものとする。

6.4.2 心のケアサービスは心理カウンセラー、ソーシャルワーカー等の専門要員により提供されるものとする。

## 6.5 非医療性リハビリサービス

6.5.1 非医療性リハビリサービスにはマッサージ、筋力トレーニング、中国医学による伝統的健康維持法等の内容が含まれるものとする。

6.5.2 非医療性リハビリサービスは専門要員により提供されるものとする。

6.6 その他のサービスについては、現地の実情にもとづき、高齢者のニーズを勘案の上関連するサービスを提供するものとする。